

令和7年8月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年8月20日(水) 午前9時00分～9時37分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	43,477 m ² 3,715.51 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	2,750 m ² 231
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	1件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	31件	田 畑	45,005 m ² 8,235 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	1件	田 畑	7,812 m ² 183 m ²
第8号議案	地域計画の変更について	1件	田 畑	1,563 m ² m ²
報告第1号	合意解約	2件	田 畑	3,290 m ² m ²

令和7年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より8月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計42件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方が1名お見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	(挨拶)
会長	(挨拶)
会長職務代理	<p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を17番 富木田 委員さんと18番 三木 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、10番 土井 委員さんと11番 高市 委員さんと12番 山本 委員さんと私で、昨日8月19日(火)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p>
事務局書記	<p>第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請3件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番と2番は自作地相互交換のためまとめて説明させていただきます。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 畑 面積119㎡</p> <p>2番 ■■■ 地目 田 面積181㎡</p> <p>申請者ともに市内の方による無償での自作地の交換の申請になります。申請理由は、自作地の交換で自身の農地を認識している位置と公図での位置が異なっていたため交換するものです。</p>

1 番の受人反別が 3,715.51 m² 2 番が 23,984 m² です。取得後の営農計画としては双方ともに、野菜の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響はないと考えられます。

農作業歴は 1 番の譲受人 40 年程度、2 番の譲受人が 50 年程度です。年間従事日数、農機具の所有業況、通作距離については双方ともに、200 日程度、トラック 1 台、徒歩 1 分と通作可能と判断できます。

3 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 2,130 m²

市内の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 19,493 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、稲作の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、コンバイン、田植え機各 1 台、農舎 100 m²です。農作業歴は 50 年以上、年間従事日数は 200 日程、通作距離については車で 3 分と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件 3 件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」3 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」4 件を議題に供しますが 4 番については、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」と関連しておりますので、1 番から 3 番の審議をしたのちに、4 番と計画変更の審議を行います。

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番から 3 番を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、土井 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

土井委員	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>1番 申請者は、土地所有者のお子さんご夫婦です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 419㎡</p> <p>■■■から北東へ約300m。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、アパートを借りていますが、家族も増えて手狭になってきたことから、住宅を建てようと計画しました。実家の近くで検討したところ、父が所有する土地で話しがまとまり申請に至りました。</p> <p>農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p>
会長職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま土井 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>1番の補足説明です。</p> <p>排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する南側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については、早くから転用計画があったため区域外です。</p> <p>なお、今回の申請地は接道が市道認定道路ではありませんでした。</p> <p>農地転用をする場合に、「集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがある場合」は、許可することができないとあり、その判断基準として「異種目接続」があります。「異種目接続」とは、国道、県道、市道もしくは非農業的な利用がされている土地と直接面的に接していることをいいます。</p> <p>農地転用は、「異種目接続」および申請地のある集団農地における位置関係を総合的に勘案した上で、集団農地を蚕食し分断するおそれがあるかどうかを、判断することになりますが、今回の申請は、接道面の状況や周辺集落との位置関係等を総合的に勘案して、そのおそれはないものと判断しています。</p> <p>2番 申請者は、土地所有者のお孫さんご夫婦です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 306㎡</p> <p>■■■から北へ約300m。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 住宅</p>

申請理由 申請人は、出産に伴いアパートでは手狭になるため、住宅を建てようとして計画しました。申請地の隣りには、親の自宅があり、また、祖父の自宅にも近いので、将来の子育て等を考えて検討したところ、祖父が所有する土地で話しがまとまり申請にいたしました。

農地区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、西側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については、区域内であったため7月に変更公告済です。

3番 申請者は、既に申請地にお住まいの方です。

申請地 ■■■ 地目 畑 面積 231㎡

■■■から西へ約100m。

無断転用の有無 既に住宅が建っていますが、過去に転用許可を受けていたもので無断転用ではありません。

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、昭和63年に転用許可を受けて住宅を建築しましたが、その後の所有権移転および地目変更登記までには、至りませんでした。その後、許可を受けた土地所有者の方は亡くなり相続も発生していることから、改めての転用申請となりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区がない地域ですが、既に住宅が建っており地元自治会とも調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側市道内側溝へ放流します。造成は、既に住宅を建てていますので、新たな造成はありません。地域計画の変更については区域外です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま土井委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番および関連する第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を合わせて議題に供します。

事務局長補佐

事務局の説明を求めます。

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

4番 申請者 転用事業者は、■■■■に事業所を置き不動産業を営む法人です。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 902㎡ 外1筆 合計2,025㎡

■■■■から南西へ約1キロメートルの位置で、■■■■沿いで■■■■が交わる場所。

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲倉庫、駐車場

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。物流関係の法人より相談を受け、大型倉庫の販売を目的として、申請地の南側で分譲倉庫の転用許可を受け、現在造成まで完了しております。今回の申請地はその隣りであり、北側の市道にも接しているため、新たに出入口も確保でき利便性の向上が図られます。また、敷地拡張となるために、全体として倉庫が2棟から3棟に増やすことができ、立地的にも高速道路の坂出インターチェンジから車で約5分の位置のため、問い合わせのある大手の物流関係法人が必要とする規模や条件を満たすことが可能となります。この度、土地所有者との合意が得られたため申請地を追加することとし、事業計画変更を伴う転用申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 申請地は、今回の申請により県道および市道から直接出入りができるようになります。転用事業者は、これまでも小規模な貸し倉庫、分譲住宅等を手掛けており、今回は物流関係の法人から照会を受け、自身が転用事業者となり分譲倉庫を販売可能と判断し、申請に至っています。

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接地には農道水路がありますので、境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。1,000㎡を超えていますので、開発許可変更の協議も進めております。地域計画の変更については、区域内であったため7月に変更公告済です。

続きまして 第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について、説明します。議案書の11ページをご覧ください。

申請者は、先ほどの丸亀市に事業所を置き不動産業を営む法人です。

申請地 先ほどの3号議案4番の■■■■、■■■■が事業区域に追加されます。

■■■■ 地目 田 面積 11㎡ 外10筆 合計7,995㎡ 併せて利用する土地を含めると8,288㎡になります。

■■■■から南西へ約1キロメートルの位置で、■■■■沿いで■■■■が交わる場所。

	<p>ろ。</p> <p>転用目的 分譲倉庫、駐車場</p> <p>申請理由 先ほど申し上げましたが、転用事業者は、不動産事業を行っており、分譲倉庫、駐車場として、令和6年10月25日に許可を受けて造成まで完了しています。この度、事業区域の拡大を計画することにより、倉庫が2棟から3棟へ増やすことができる上、敷地内での車両の通行もしやすくなり、問い合わせのある大手の物流関係法人が必要とする規模や条件を満たすことができるため、事業計画の変更に至りました。大手の物流会社については、特定の企業名は伏せられていますがよく名前を聞くところと伺っています。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件および第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり承認し、第3号議案のうちの3件及び第7号議案につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、第3号議案4番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、8月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件についてご説明いたします。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が20件、更新が10件、再設定が2件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画(案)はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p>

会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。</p> <p>第8号議案「地域計画の変更について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは第8号議案「地域計画の変更について」ご説明いたします。</p> <p>今月は地域計画区域からの除外申請が1件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められております。計画変更の概要を12ページに記載しており、13ページ及び14ページが位置図となっております。</p> <p>■■■ 地目 田 面積 1,563㎡ 耕作者または管理者は標記のとおりです。備考については農地転用により、太陽光発電施設用地とする目的です。</p> <p>以上になります。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>■■■の現況はどうなっていますか。</p>
事務局書記	<p>現況は水田で法人が借りて露地野菜を作っています。合意解約を進め農地転用する予定です。</p>
本条委員	<p>なぜ太陽光はこういったところなのでしょうか。農地として使われているならその土地である必要はないのでないか。</p>
事務局書記	<p>今は把握できておりません。</p>
本条委員	<p>こういった土地を許可してしまうと太陽光がどこでもできるようになってしまうのではないんですか。山林など農地利用できないところですが今使えるところは転用しないべきなのでは。</p>
事務局長補佐	<p>周辺に影響がでないかが審査基準となっています。</p>
本条委員	<p>農水省はどのような状況で審査基準を考えているのですか。</p>

会長	個人の所有物になるからそこまで言えないのではないのでしょうか。
会長職務代理	そうかもしれませんね。
事務局書記	<p>他にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■■ 地目 田 面積は435㎡ 外1筆 計1,189㎡ 東京都豊島区の貸付人から西庄町の借受人への貸借の解約になります。 解約理由 借受人の労力不足 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。 また次の耕作者も見つかっております。</p> <p>2番 ■■■■ 地目 田 面積は538㎡ 外1筆 計2,101㎡ 綾歌郡宇多津町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 転用目的 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。 以上、合意解約の説明です</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。</p> <p>(委員による確認)</p>
各委員	【なし】の声あり
会長職務代理	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p>
事務局長	(事務局からの連絡事項等)
会長職務代理	<p>それでは、これもちまして 8月の定例会を閉会致します。</p> <p>長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p>

